情報化社会における

子どもの人権



多種多様な情報の波に流されないために

- 子どもたちのインターネット利用状況はどうなっていますか?
- インターネットの利便性・危険性とその仕組みについて知っていますか?
- インターネット上ではどんな人権侵害が起きていますか?
- 情報化社会を生きる子どもたちに、どのような力が求められているのでしょうか?

子どもたちのインターネット利用状況から

令和2年現在、個人のインターネット利用率は83.4%で、端末別では、「スマートフォン」(68.3%)が「パソコン」(50.4%)を上回っています。(令和3年版「情報通信白書」総務省)

また、インターネットは、小学生では主に動画視聴、中高生では主にコミュニケーションツールとして利用されている現状があり、スマートフォンの利用率やインターネットを3時間以上利用する割合は、小・中・高校生と年齢が上がるほど増加する状況があります。

	スマートフォン の利用率	おもな利用内容	インターネット利用 が3時間以上の割合
小学生	53.1%	動画視聴、ゲーム	33.6%
中学生	79.3%	コミュニケーション [※] 、動画視聴	52.0%
高校生	98.0%	コミュニケーション [※] 、動画視聴	69.5%

※メール、
メッセンジャー、
ソーシャルメディア
など

(内閣府 令和2年度 青少年のインターネット利用環境実態調査より)

私たちの生活とは切っても切れない関係にあり、大変便利なインターネットですが、一方でいじめや他 人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書込 みなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報も多く存在しています。ますます進展する情報化社会 において、すべての子どもたちが加害者にも被害者にも、そして傍観者にもならないために、情報化の進 展に伴う人権に関わる問題について考えてみましょう。

令和3年度「持続可能な開発目標(SDGs)と人権教育」調査・研究

1. インターネットの利便性・危険性とその仕組みについて

インターネットはこの20年あまりで急速に発展し、多くの人々が短時間で簡単にあらゆる情報にアクセスしやすくなりました。また、これまではマスメディアなど一部の人たちにしかできなかった情報発信を、子どもたちを含め多くの人が、様々なアプリやSNSを活用して自由に発信できるようになりました。多くの人が「知る権利」を得て、意見を表明できるようになったことは大変すばらしいことです。

学校現場においても、子ども一人につき一台の端末を利用できるよう整備が進み、学習におけるICTやインターネットの利用がますます推進される中、インターネットの利便性・危険性や仕組みについて正しく理解することが求められています。

プラスの側面(利便性)

- ・これまで交流が難しかった、様々な人々と出 会うことができる
- ・写真や動画、音楽等、情報の形式や内容も豊富にある
- ・多くの情報に、誰でも簡単にアクセスでき、 特に知りたい情報にアクセスしやすい
- ・特別な資格がなくとも、誰でも自由に自分の 考えや意見等を広く発信することができる

マイナスの側面(危険性)

- ・ネット上で知り合った人と、実際に会うこと で犯罪に巻き込まれる
- ・写真や動画を加工することで、フェイクニュ ースやデマ等の誤った情報が発信されやすい
- ・自分が関心のあること以外の情報や自分と違 う意見が排除されるようになる(下欄参照)
- ・誹謗中傷や過激な意見が広がりやすく、いじ めが簡単に起こる上に、加害者の特定が困難

利便性と危険性は表裏一体であることを理解した上で活用することが大切

V

再確認しましょう

① 使う人に合わせて選ばれた情報が表示される

インターネット上のサービスの多くは、個人の利用履歴に合わせて、表示される広告やニュース、検索結果が異なる仕組みになっています。表示される情報だけで判断せず、多角的に考察することが重要です。

② インターネット上に流出した情報を完全に削除することは は困難

いったん掲載された情報は、発信者の意図にかかわらず急速に流布してしまう可能性があり、「デジタルタトゥー」と称されるほど完全に削除することが困難です。このため、発信者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、自らが発信する内容に責任をもつ姿勢が大切です。

☑ 発信する前にCHECK! 誰かを傷つけることのないように、子どもたちとチェックしよう!

口 あなたの言葉で傷つく人はいませんか?	□ 自分や友だちの写真、情報を載せていませんか?	
□ 同じ言葉を相手に直接言えますか?	ロ 知り合いの連絡先を無断で書き込んでいませんか?	
ロ 投稿が半永久的に残っても大丈夫ですか?	口 送信する相手は信頼できますか?	
口 うそやうわさを書き込んでいませんか?	□ 情報の発信源は信頼できますか?	
ロ 匿名だから大丈夫と思っていませんか?	ロ インターネットの情報をうのみにしていませんか?	
ロ 発信されたときの影響について想像しましたか?	□ 同じ情報を書籍や新聞で調べてみましたか?	

2. インターネット上の人権侵害事象について

令和2年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵犯事件は、 1,693件となっており、高い水準となっています。

【インターネット上でのトラブル事例】

投稿動画に写った室内の様子などから部屋の位置 が割り出され、ストーカー被害に遭う

ふざけて線路に下りた動画をアップし、警察に通 報されて、学校にも抗議が殺到した

無料占いサイトで、生年月日と趣味を入力すると、 大量の広告メールが届くようになった

SNSでつぶやいていたら、視聴者より「顔を見せてほしい」と言われ、迷った挙句応じる

他人の悪口を匿名で投稿したところ、発信者として特定され、高額の慰謝料を請求された

メッセージアプリで送信した内容が真逆の意味に とられてしまい、グループから外された

この他にも、著作権の侵害やリベンジポルノ、 ヘイトスピーチ、フィッシング詐欺、ダイレク トメール(DM)による誘い出し、オンライン ゲーム上でのトラブルなども挙げられます

なぜ、インターネット上で、このような人権侵害事象が起こるのでしょうか。

大きな要因の一つとして、インターネット上では匿名性が高いため、「誰が発したかわからないだろう」と考え、対面や実名では言えないことも比較的容易に言えてしまうということがあります(ただし、実際には投稿の発信者は特定できます)。

また、匿名ではないメッセージアプリやSNSも含めて、インターネット上での意見の表出は、一方的になるため誤解を受けやすいという特徴もあります。対面での会話であれば、会話中の雰囲気や流れを感じることができますが、インターネットでは、相手にどう受け取られているかを感じ取ることは難しく、事例のように送信内容について誤解されるだけでなく、入浴や途中で眠って(寝落ち)しまい反応しなかっただけで、「無視した」と受けとめられる等トラブルが起こりやすくなります。

ネット上の人権侵害事象 の要因に係るキーワード

- ・匿名性
- ・一方的な意見表出
- ・正義感
- ・想像力の欠如
- ・人権意識の希薄さ

さらに、最近では「正義感」が高じて、過激な投稿で個人を攻撃するケースが多くみられます。コロナ禍における「自粛警察」などもその一例といえるでしょう。事実かどうかに関わらず、他者の人格を否定または攻撃することで、自分がよいことをしていると錯覚するこの行動は正義とはいえません。

これらの要因から、インターネット上では、人権侵害事象が起こりやすいと認識する必要があります。情報(言葉・動画・個人情報など)を、受け取る相手がどのような思いになるかという想像力が足りないまま投稿することは、容易に人権侵害につながります。人権意識の希薄化から生じる悪ふざけなどの不適切動画の公開において、どういう影響を与えることになるかということも同様です。「たかが書き込み」ではなく、受け手の命を脅かすことにつながるものであるという認識を持つ必要があります。

3. 情報化社会を生きる子どもたちにどのような力を育むか

これからの情報化社会を生きる子どもたちが人権侵害の加害者や被害者、傍観者にならないために必要なのは どのような力でしょうか。インターネットに関する知識や理解はもちろんのこと、インターネットを通して発信 される情報を批判的に読み解くとともに、安全に活用できる力を身に付けることが必要です。そのために、人権 学習教材や資料を活用し、正しく情報収集するとともに、人の痛みに気付き、相手に対する想像力を高めるため の取組みが各学校には求められています。

こんな取組みから始めてみましょう

- ・一つのワードから情報検索し、複数の情報を読み比べてみる(新聞や本なども活用して)
- ・安全に使用するためのルールを作ったり、プライバシーについて「ここまではOK(NG)」を考えたりする
- ・インターネットに潜むトラブルを知り、どのような影響や被害が出るかを具体的に考える
- ・ネットだけに頼らない課題解決法について考える
- ・実際の人との関わりの中で、よりよい関係を築くためのコミュニケーショントレーニング など

【小学校】 絵本『二番目の悪者』を使って

ねらい

絵本を通して、SNSによる誤った情報やフェイク ニュースの拡散などについて考え、正しく判断し、行動 する力を身に付ける。

活動の流れ

- ①絵本の表紙と帯を見て、どのような話かを考える。
- ②絵本の前半部分を読み、問題点を考え、話し合う。
- ③絵本の後半部分を読み、「考えない、行動しない」 ということの問題について考え、話し合う。
- ④題名の「二番目の悪者」について、なぜこのタイト ルが付いているのかを考える。
- ⑤悪気なく誤った情報を広げてしまった経験を振り返り、情報の正しさを確かめる大切さについて考える。

絵本について

金色のたてがみを持つ一国の王になりたかった金のライオン、街はずれに住む優しい銀のライオンが登場する。

聞いた話だけを信じ込んではいないか、聞いた話をそのまま伝えることがどんな結果を導くことがあるのかを考えることができる。



(林 木林『二番目の悪者』小さい書房)

【中学校】 インターネットの仕組みから

ねらい

検索に関わるインターネットの仕組みや偏った情報 を得てしまう危険性を知り、自分で調べ、考えていく ことの大切さを理解するとともに、情報の差別性に気 付く力を身に付ける。

活動の流れ

- ①キーワードを指定し、インターネットで検索する。
- ②検索したときに出てきたサイトを上から順番にチェックし、そのサイトの信頼度を班で考える。
- ③動画サイトで「バスケー上達」などの語で検索し、 出てきた動画を10個見る。
- ④そのときに出てきた広告や関連動画をメモする。
- ⑤検索実験を通して、AIが情報を提供する仕組み を体験し、インターネットの問題点について班で 話し合う。

子どもたちの反応

ネットの仕組みを知ることで、情報をうのみにせずおかしさに気付くことの大切さを学ぶことができた。

SNSの書き込みの内容や動画等に対して、「傷つく人はいないか?」とアンテナを高く持ち、考える姿が見られた。

4. インターネット上の誹謗中傷やトラブルの相談

インターネット上で、名誉毀損やプライバシーを侵害する情報が掲載された場合、被害者はプロバイダ、 サーバの管理・運営者などに対し、発信者情報の開示請求や人権侵害情報の削除依頼ができます。子どもたち や保護者から相談があれば、関係機関などと連携して対応しましょう。

削除要請を行う際は、該当情報が掲載されている場所(URL)や掲載されている情報の内容等をできる限り詳しく説明する必要があります。当該情報を画像として保存したり、当該ページのURLのメモを残したりするなどしておきましょう。

おもな相談窓口

大阪府人権相談窓口

インターネット上において人権に関する悩み事を抱えているけれど、どこに相談すればよいか分からない場合は、こちらにご相談ください。

回路

「回路

「回路

電話:06-6581-8634

メール: so-dan@jinken-osaka.jp

違法・有害情報相談センター

インターネット上の誹謗中傷、人権侵害など に関する書き込みへの対応や削除要請方法 などについて、専門の相談員が案内します。

インターネット受付のみ: https://ihaho.jp/



法務省(法務局)人権相談窓口

人権侵害情報の削除依頼等の方法についての助言や、

プロバイダなどへの削除の要請を行います。

電話:0570-003-110

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html

誹謗中傷ホットライン

インターネット上の誹謗中傷に関する相談を本人等から受け付け、相談者の代わりにプロバイダへの削除依頼を行います。

インターネット受付のみ

https://www.saferinternet.or.jp/bullying/

参考資料

「インターネットトラブル事例集(2021年版)」(総務省) 「令和2年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」(総務省) 令和4年3月 大阪府教育センター 人権教育研究室